



第1章 計画の目的等

【計画の目的】本計画は、耐震改修促進法に基づき、住宅・建築物等の耐震化を促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

【計画の位置付け】耐震改修促進法の規定による法定計画として、国の基本方針及び栃木県建築物耐震改修促進計画に基づき、本計画を策定しています。

【計画期間】令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 住宅・建築物等の耐震化の目標

【現状における課題】

- 能登半島地震により耐震化の関心が高まる中、「信頼できる施工業者がわからない」や「改修費用が高く負担できない」等の不安により耐震化に踏み出せない所有者が多数存在する。
- 大規模地震発生時における緊急輸送道路等の確保が指摘されており、緊急輸送道路に面した建築物の倒壊により道路の閉塞が生じないよう沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 市の防災上重要な建築物については、耐震化がされていないものが5棟残っており、耐震化を促進する必要がある。
- 令和6年度に学校周辺の通学路沿道のブロック塀等実態調査を実施した結果、市内には一定数の危険なブロック塀が存在しているため、安全対策の確保を図る必要がある。

【住宅・建築物の耐震化の目標】

種類	R2末実績	R7末目標	R7末現状	R12末目標(案)
住宅	86%	95%	89%	96%
多数の者が利用する建築物	88%	95%	89%	95%
要緊急安全確認大規模建築物	—	—	83%	100%
防災上重要な市有建築物	98%	100%	99%	100%

○目標設定の考え方

- 国の基本方針等に基づき、大規模地震による被害等を最大限減少させるため、耐震性が不足する住宅について令和17年度までにおおむね解消することを目標に、令和12年度の目標を96%と設定します。
- 多数の者が利用する建築物については目標据え置きとし、特に要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に重点を置き、新たに目標に追加します。

第4章 計画の推進に向けて

【計画のフォローアップ】

- 耐震化の進捗状況や施策の実施状況を一定期間ごとに検証し、必要に応じ計画を見直します。

【法に基づく指導・助言等】

- 耐震改修促進法に基づき耐震化が必要と認められる建築物に対し指導・助言を行います。
- 耐震診断義務付け対象建築物に対して、必要に応じ指導等を行い、早期の耐震化を促します。

第3章 住宅・建築物等の耐震化を促進するための施策

【推進体制】

- 市民、市、県は適切な役割分担のもと、住宅・建築物の耐震化を推進します。

【基本的な取組】

- 耐震化に係る所有者の費用負担を軽減するために、助成による支援に取り組みます。
- 緊急輸送道路沿道建築物の実態を把握し、耐震診断義務付けの検討をしていきます。
- ブロック塀の実態調査結果を基に、所有者に対し危険なブロック塀の安全対策の周知を行うとともに、ブロック塀除却等の助成による支援に取り組みます。

【耐震化促進のための施策】（アンダーライン部：追加・強化する施策）

○住宅等の耐震化の促進	(1)安心して相談できる環境整備 ・相談窓口の整備 ・耐震アドバイザーの派遣等 ・住宅の耐震無料相談会の実施 ・所有者向け講習会（出前講座）の実施	(3)各種支援の実施 ・耐震診断、補強計画、耐震改修等の助成 ・所有者の費用負担軽減策の検討
○建築物の耐震化の促進	(2)普及啓発 ・パンフレット等の作成、配布 ・住宅の耐震普及ローラー作戦の実施 ・ホームページの活用	(4)その他 ・リフォームに併せた耐震改修の促進 ・各種認定制度の活用 ・税制優遇
○地震時被害を軽減するための安全対策	(1)危険なブロック塀等の安全対策 ・危険なブロック塀等の所有者に対する安全対策の普及啓発 ・市教員委員会との連携（情報共有）	(3)天井脱落対策 ・大規模天井の脱落対策に対する危険性の周知
	(2)外壁、窓ガラス等の落下防止対策 ・外壁や窓ガラス等脱落の危険性の周知	(4)エレベーター等の安全対策 ・エレベーター等の脱落防止対策の周知
		(5)住宅・建築物の点検 ・定期的な点検の必要性の周知